

上智大学図書館および一橋大学附属図書館の現物貸借に関する覚書

上智大学図書館を甲とし、一橋大学附属図書館を乙とし、甲乙間において、次の事項により覚書を締結する。

1. 目的

甲及び乙は、相互に所蔵する資料について現物貸借を行うことにより、相互の学術研究・教育の支援に寄与することを目的とする。

2. 対象範囲

現物貸借の対象範囲は、甲及び乙が所蔵する資料とし、その具体的な対象範囲の詳細は、それぞれの図書館の規定に従うものとする。

なお、甲及び乙以外の分館、分室等が所蔵する資料の現物貸借については、今後の課題とし、順次検討するものとする。

3. 貸借規則

甲乙間の現物貸借は機関貸借とし、借受資料の利用は館内閲覧に限るものとする。

なお、当分の間、貸出冊数は3冊、貸出期間は4週間とし、延滞・紛失に伴う弁償等については、貸出館の規定に従うものとする。

4. 著作権

借り受けた資料は、その著作権の保護に留意して利用に当たるものとする。

5. 経費負担

現物貸借に伴う運搬費等の経費は、借受館が負担するものとする。

6. 有効期間

この覚書の有効期間は平成16年6月1日から平成17年3月31日までとし、満了となる日の2ヶ月前までに甲乙いずれかからの解除・変更の申し出がない限り、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

7. 協議事項

この覚書の解釈に疑義を生じた場合、またはこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

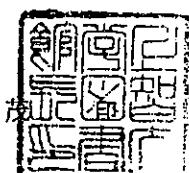
平成16年6月1日

甲

東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学図書館

図書館長 池 尾



乙

東京都国立市中2-1

一橋大学附属図書館

附属図書館長 池 間

